

# 長野県報

8月12日(金)  
令和4年  
(2022年)  
第329号

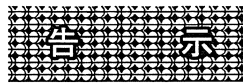
## 目次

### 告示

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障がい者支援課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定（障がい者支援課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）	3
長野県産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・IT支援課）	4
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	4

### 公告

家畜伝染病発生の届出（園芸畜産課家畜防疫対策室）	6
土地区画整理事業の換地処分（都市・まちづくり課）	6
長野県烏川溪谷緑地の指定管理者の候補者の募集（都市・まちづくり課）	6
特定調達契約に係る落札者の決定（交通規制課）	7



### 長野県告示第438号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和4年8月12日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
一般社団法人医療介護ケア協会	らいおんハート遊びリ テーション児童デイ佐 久穂	南佐久郡佐久穂町大字高 野町467-1	令和4年5月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
一般社団法人日本発達支 援センター	うみねこ	茅野市塚原2丁目16番地 10 シモクラレントビル 2階西2号	令和4年5月1日	放課後等デイサービス
総合療育センターまつも と株式会社	夢を叶える就労トレ ニング 下之郷	上田市下之郷148-3	令和4年5月1日	放課後等デイサービス
社会福祉法人伊南福祉会	伊南訪問看護ステー ション	駒ヶ根市赤穂3213番地1	令和4年6月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
有限会社ケアサービス・ りんどう	きゃらめる・びいと	千曲市大字戸倉2141-1	令和4年6月1日	放課後等デイサービス
特定非営利活動法人キッ ズウィル	NPO 法人キッズウィル キッズウィルガーデン	大町市大町6543番地	令和4年6月1日	放課後等デイサービス

合同会社 EAST MOUNTAIN STREAM	ココモネ	上高井郡小布施町北岡182	令和4年7月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
株式会社みらい福祉会	みらいこども南箕輪教室	上伊那郡南箕輪村8987-1	令和4年7月1日	保育所等訪問支援

障がい者支援課

## 長野県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項、51条の14第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和4年8月12日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービス及び地域相談支援の種類
特定非営利活動法人COCOCO	居宅介護事業所COCOはーと	塩尻市片丘中挾11139-1	令和4年5月1日	同行援護
一般社団法人おもちゃの木	ライフサポート招願来	伊那市西町5066番地1	令和4年5月1日	居宅介護 行動援護 同行援護
社会福祉法人富士見町社会福祉協議会	小規模多機能型居宅介護事業所一本松の家	諏訪郡富士見町立沢815番地65	令和4年5月1日	共生型短期入所
ワンズ株式会社	ワンズ アドバンス	上田市国分1-3-28 城満ビル2F 201	令和4年5月1日	就労継続支援B型
特定非営利活動法人こはく	就労継続支援B型事業所 糸	上田市浦野26番地4	令和4年5月1日	就労継続支援B型
社会福祉法人しあわせ	クロスロード上田	上田市上田原855	令和4年5月1日	就労継続支援B型
株式会社艶	あじさい	安曇野市三郷明盛679-4	令和4年5月1日	就労継続支援B型
株式会社友律	実りの家	大町市高見町3135番地5	令和4年5月1日	生活介護
合同会社 Symphonic Wave	グループホーム人燈	駒ヶ根市上穂南12番地17号	令和4年5月9日	共同生活援助
合同会社エルアクト	むぎのね	安曇野市穂高有明3581-3	令和4年6月1日	就労継続支援B型
株式会社クワンセウ	就労継続支援A型事業所ナギノテ	上田市長瀬3174-4 スピカプラザ2階 206号室	令和4年6月1日	就労継続支援A型
株式会社グローブ	エバーグローウ	茅野市本町西15-36	令和4年6月1日	就労移行支援 就労継続支援A型
合同会社さんふらわぁ	さんふらわぁ	埴科郡坂城町大字坂城6138-19	令和4年6月1日	生活介護
社会福祉法人伊南福祉会	伊南訪問看護ステーション	駒ヶ根市赤穂3213番地1	令和4年6月1日	生活介護

社会福祉法人長野県知的障害者育成会	Lサポートきららの郷	飯田市龍江9062-1番地	令和4年7月1日	短期入所
海ノ口建設工業株式会社	グループホームかたくり小海	南佐久郡小海町大字小海4164番地1	令和4年7月1日	短期入所
海ノ口建設工業株式会社	グループホームかたくり小海	南佐久郡小海町大字小海4164番地1	令和4年7月1日	共同生活援助
社会福祉法人望月悠玄福祉会	ワークハウスかすが	佐久市春日2934-1	令和4年7月1日	就労継続支援B型
株式会社プレシャス・パースンズ	就労継続支援B型事業所 カラーズ2	北佐久郡御代田町大字御代田2788番地1	令和4年7月1日	就労継続支援B型
社会医療法人恵仁会	ケイジンピアハウスなかごみ	佐久市中込3丁目5番地5	令和4年7月1日	生活介護

障がい者支援課

長野県告示第440号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項、51条の25第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和4年8月12日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人ちいさがた福祉会	さんらいずホール・らくどう	東御市常田889番地1	令和4年4月30日	就労継続支援B型
ワンズ株式会社	ワンズ アドバンス	上田市国分1-3-28	令和4年5月1日	就労継続支援B型
社会福祉法人小諸市社会福祉協議会	小諸市社協ホームヘルパーステーション	小諸市与良町六丁目5番1号	令和4年6月30日	居宅介護 重度訪問介護
一般社団法人ひといき	ライフサポートひといき自立支援室	東御市下之城748番地	令和4年6月30日	自立生活援助
社会福祉法人小諸市社会福祉協議会	小諸市社協 ホワイトぼてと	小諸市与良町六丁目5番1号	令和4年6月30日	一般相談支援
一般社団法人ひといき	ライフサポートひといき相談支援室	東御市下之城748番地	令和4年6月30日	一般相談支援
アースサポート株式会社	アースサポート飯田	飯田市鼎名古熊2518番地1	令和4年7月31日	居宅介護 重度訪問介護
社会福祉法人育護会	須坂技術学園	須坂市大字八町字前山2368	令和4年7月31日	就労移行支援
社会福祉法人育護会	須坂技術学園	須坂市大字八町字前山2368	令和4年7月31日	一般相談支援

障がい者支援課

**長野県告示第441号**

次の区域を長野県産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項第1号のオに規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

令和4年8月12日

長野県知事 阿部 守一

上伊那郡南箕輪村字北原1633番28、1633番31、1633番32、1633番33、1633番34、1633番36、1633番37、1633番38、1633番39、1633番40、1633番135、1633番136、1634番56、1634番57、1634番58及び1634番60

産業立地・IT振興課

**長野県告示第442号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上田市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第443号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南佐久郡川上村（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第444号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北佐久郡軽井沢町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
軽井沢町（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第445号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年8月12日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小川村（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課